

どうして高い介護保険料



Q 65歳になりました。介護保険は医療保険で既に支払っていますが、重複していませんか?

Q 介護保険料を支払えば、誰でも
サービスを受けられるのです
か?



A 介護サービスを受けるためには、介護度を決めるための認定を受けが必要があります。

Q 介護保険料は、特別徴収（年金天引き）か普通徴収（納付書払いや□座振替）か、選択できますか？



A 介護保険制度は、高齢者の介護にあたるご家族の身体的・時間的・経済的な負担を社会で支える仕組みです。被保険者本人には保険料の納付義務があります。また、配偶者や世帯主にも連帯納付義務があると定められています。本人死亡の後は、相続によつて保険料の債務も承継されます。

介護保険料は、一生払い続けなければならぬですか？また、介護保険のサービスを利用するつもりがない場合でも、介護保険料は支払わなくてはならないのですか？

A 介護保険制度は、「介護」を社会全体で支え、助け合う制度です。そのため、保険料は生涯お支払いいただくことになります。また、現在、介護保険のサービスを利用するつもりがない方にもお支払いいただかなくてはなりません。

介護保険料は、3年ごとに見直しすることになります。現在の介護保険料は平成24年度から平成26年度までの介護給付費必要額をもとに設定しています。また、介護保険料は前年の所得や市民税の課税状況、4月1日の世帯状況により保険料額の段階を決定しています。所得等に変更があり、段階が変われば、納めていただく保険料額も変更になります。

Q 介護保険料は、今後毎年度同じ額を納めることになるのですか？



A 介護保険料は、今後毎年度同じ額を納めることになるのですか？

Q 介護保険サービスを利用せずに亡くなつたけれど、これまで納めた保険料は返つてきますか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源となつています。そのため、介護保険サービスを利用せずに亡くなつた場合でも、保険料をお返しすることはあります。助け合いの精神に基づく社会保険の仕組みです。どうぞご理解ください。



【お問い合わせ】

うるま市福祉部

介護長寿課

介護管理係

973-3208